

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7年 2月20日

福島県南会津建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第24-41360-0287号
工事（委託業務）名	道路橋りょう改良（改良）工事（防雪）
質 問 事 項	
<p>1. 桁架設可能時期についてご教示願います。</p> <p>2. 架設用クレーンの回送について、であい橋が特車走行不可の為、会津より魚沼経由になると思われます。その場合、回送費用は協議の対象となりますでしょうか。</p> <p>3. 緩衝材持ち上げ工について、25t クレーンとなっておりますが、現場条件等により大型クレーンを使用する場合、協議の対象となりますでしょうか。</p> <p>4. サンドクッション止工について、設置・撤去となっておりますが、新設サンドクッションが無い状態で土嚢を移動させると、既設サンドクッション材が新設側に流れるのではないかと考えられます。どのようにお考えでしょうか。</p> <p>5. 背面盛土施工時に、側面土留めはどのようにお考えでしょうか。土嚢等を使用した場合は協議の対象となりますでしょうか。</p> <p>6. 背面昇降設備を設置した場合、協議の対象となりますでしょうか。</p> <p>7. 横締工の定着具はネジ付きとなっておりますが、単価はネジなしではないでしょうか。ご教示願います。</p> <p>8. 高所作業車について、12～13mとなっておりますが、10m以下でもよろしいでしょうか。</p> <p>9. 配置予定技術者について 評価基準※14で架設工（据付工）に配置を予定している技術者が評価対象技術者とあります。（様式6号、7号）配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に記載する技術者は、架設工事に配置する技術者のみと考えてよろしいでしょうか。 ①. 工場製作時の技術者と架設工事の技術者で別の技術者配置が可能な場合、工場製作時に配置する技術者は、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合は、他工事との兼務可能と考えてよろしいでしょうか。 ②. 架設工以降に配置する技術者は架設工事着手時に専任が可能であれば、現在他工事に従事中でも申請可能であると考えてよろしいでしょうか。</p>	

10. 諸々の状況等によって工期内での完成が難しい場合には、工期延長の協議変更は可能でしょうか。
11. 材料の経費区分について質問させていただきます。
間接費対象外項目は下記の材料になるでしょうか。
- ・ 共通仮設費対象外：スノーシェッド柱材料費、スノーシェッド主梁材料費
 - ・ 共通現場管理費対象外：ゴム支承材料費
- よろしく願いいたします。

回 答 事 項

1. 例年12月～4月が冬期通行止めとなるため、桁架設可能時期は5月～11月となります。
2. 協議の対象としません。
3. 福島県工事請負契約約款第18条に則り協議の対象とします。
4. 新設サンドクッションがない状態で土のうを移動させた場合の既設サンドクッションの変状の程度は軽微であると想定しています。現地条件により対応が別途必要と判断された場合は、福島県工事請負契約約款第18条に則り協議の対象とします。
5. 福島県工事請負契約約款第18条に則り協議の対象とします。
6. 協議の対象としません。
7. 横締工の定着具の単価は、ネジ付きの単価としています。
8. 過去の施工実績を考慮し高所作業車の規格を12～13mとしています。現地の施工条件により規格が低い高所作業車での作業が可能と判断される場合は、福島県工事請負契約約款第18条に則り協議の対象とします。
9. ご認識のとおりです。
10. 福島県工事請負契約約款第22条に則り協議の対象とします。
11. ご認識のとおりです。